

## 第4章 除籍

本章では、不要資料の除籍に関する方針や除籍の内容、除籍体制について調査結果をまとめる。

### 1 除籍に関する方針・基準の明文化及び公開

不要資料の除籍に関する方針や基準の明文化及び公開・非公開について整理する。

#### (1) 方針

不要資料の除籍に関する方針について、都道府県立図書館では、「あり」が46.8%（22館）、「なし」が48.9%（23館）で、ほぼ同数だった。

市区町村立図書館では、「なし」が50.4%（668館）で、「あり」の46.3%（614館）をやや上回った。（図4.1）

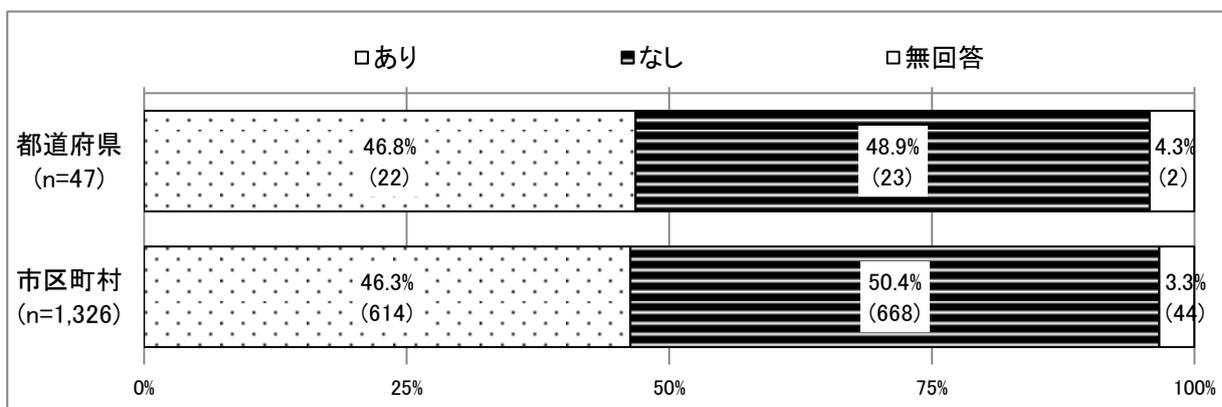


図 4.1 方針の明文化

不要資料の除籍に関する方針があると回答した図書館のうち、方針の公開・非公開について、都道府県立図書館では、「非公開」が77.3%（17館）、「公開」は18.2%（4館）だった。

市区町村立図書館でも、「非公開」が57.5%（353館）と半数を超えたものの、「公開」も41.4%（254館）あった。（図4.2）

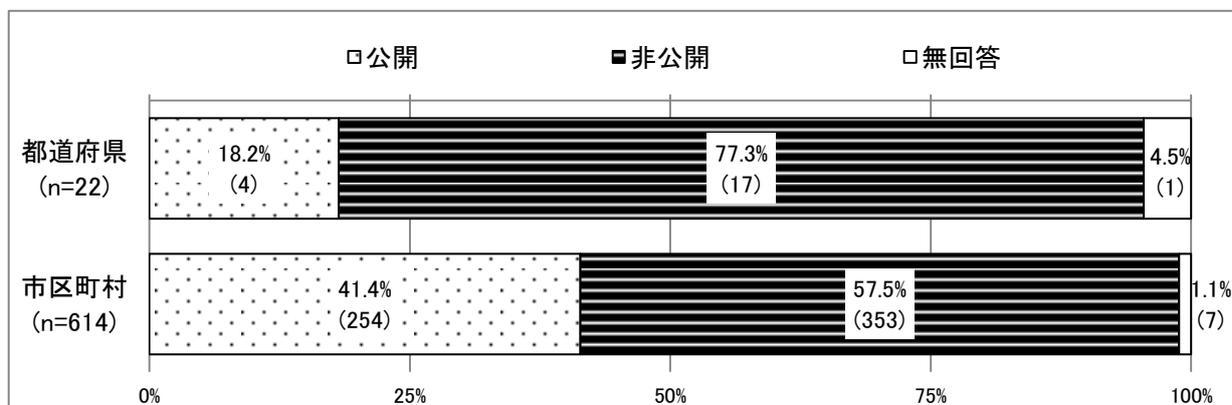


図 4.2 方針の公開

## (2) 基準

不要資料の除籍に関する基準について、都道府県立図書館では、「あり」が83.0%（39館）と8割を超え、「なし」が12.8%（6館）だった。

市区町村立図書館でも、「あり」が72.4%（960館）、「なし」が25.6%（340館）だった。（図4.3）

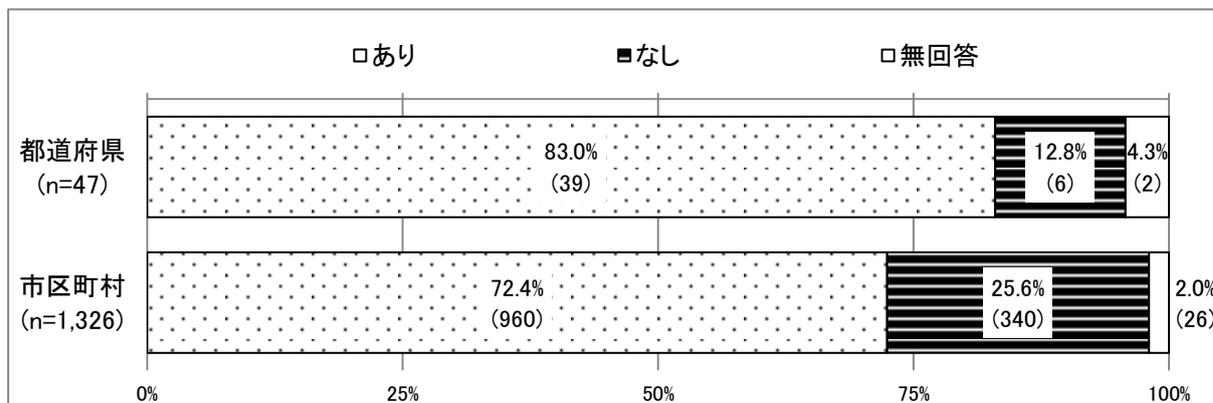


図 4.3 基準の明文化

不要資料の除籍に関する基準があると回答した図書館のうち、基準の公開・非公開について、都道府県立図書館では、「非公開」が79.5%（31館）、「公開」が17.9%（7館）だった。

市区町村立図書館でも、「非公開」が61.0%（586館）と6割を超えたが、「公開」も37.6%（361館）あった。方針同様、市区町村立図書館の方が公開率は高い。（図4.4）

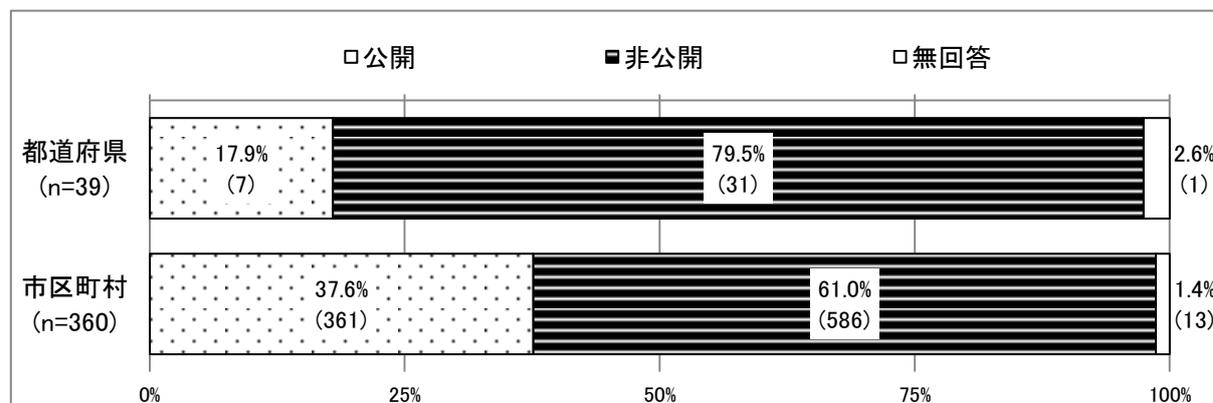


図 4.4 基準の公開

## 2 除籍の内容

本項では、不要資料を除籍する場合の除籍理由、除籍を行う頻度、除籍した資料の処分方法について整理する。1における方針や基準の明文化の有無に関わらず、全館を対象に調査している。

### (1) 除籍の理由

不要資料を除籍する理由について尋ねた。（図4.5）

都道府県立図書館では、「汚破損した資料」、「所在不明、亡失した資料」が、いずれも100.0%（47館）、「未返却、回収不能な資料」が93.6%（44館）と極めて多かった。「館内に複本のある資料」が68.1%（32館）、「あらかじめ定めた保存期間を過ぎた資料」が59.6%（28館）と続いた。

市区町村立図書館では、「汚破損した資料」が97.5%（1,293館）で最も多く、次いで、「所在不明、亡失した資料」が92.8%（1,230館）、「資料内容が古いなど、保存価値が減少したと認められる資料」が91.0%（1,206館）で、これらは9割を超えた。次いで、「未返却、回収不能な資料」が85.1%（1,128館）、「あらかじめ定めた保存期間を過ぎた資料」が79.6%（1,055館）という順番だった。

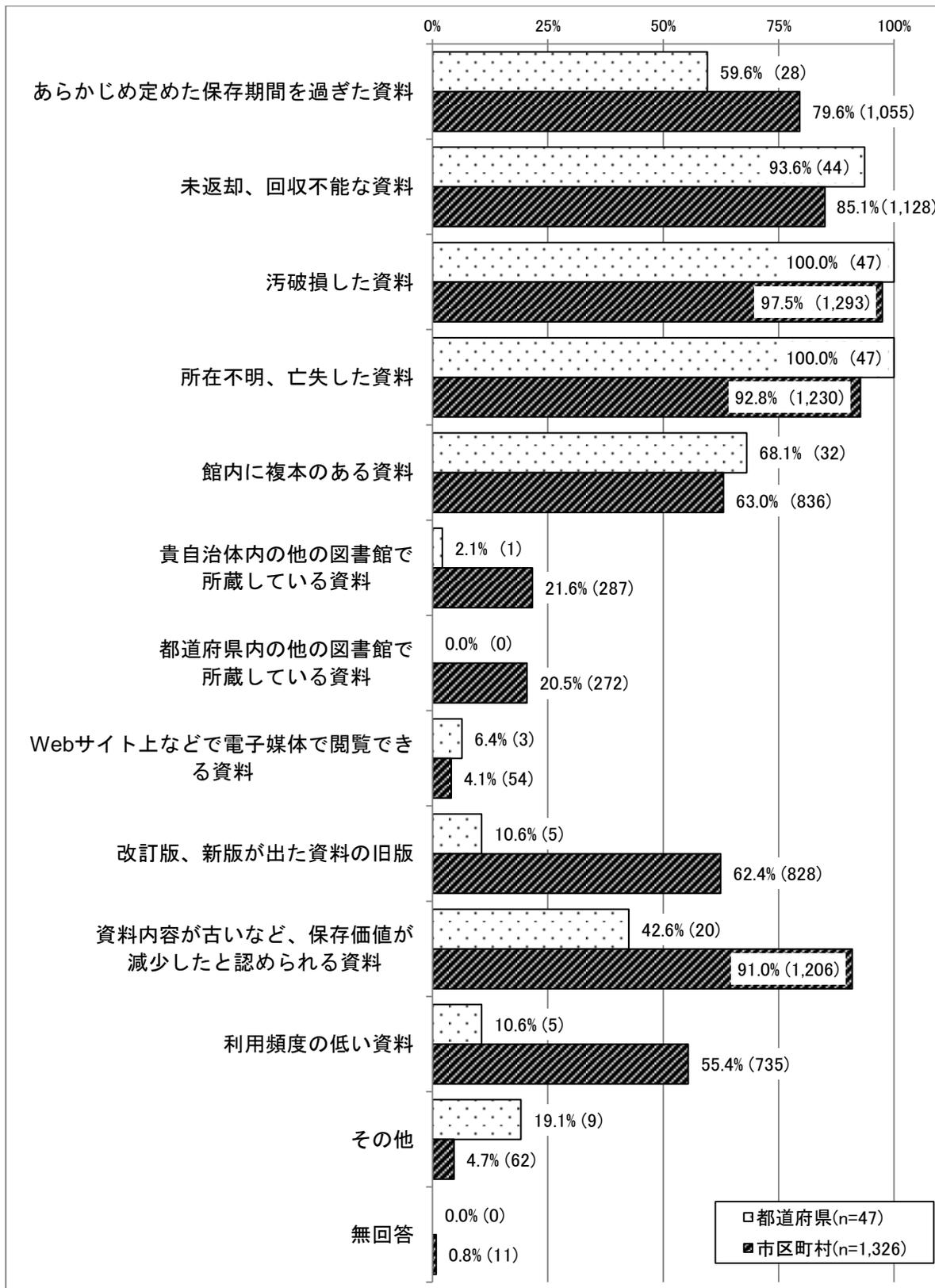


図 4.5 除籍の理由（複数回答可）

「その他」として、以下のようなものが挙げられている。

#### (都道府県立図書館の例)

- ・媒体変換（マイクロ化・デジタル化等）による原資料の廃棄
- ・合冊又は分冊による数量更生
- ・類書を複数所蔵するもの
- ・将来利用の可能性が見込めないと判断されるもの
- ・複本のある資料で、保存価値が認められない資料
- ・再生が困難な非印刷資料
- ・不完全な出版物（乱丁、落丁等）

#### (市区町村立図書館の例)

- ・館長が除籍を必要と認めたもの
- ・シリーズ本やセットもの等の欠本で全体として資料的価値を失ったもの
- ・弁償本を受入れ済のもの
- ・不可抗力による災害その他の事故により利用不能となったもの
- ・合冊又は分冊による数量更正
- ・類書があり、代替できるもの

## (2) 除籍を行う頻度

不要資料を除籍する頻度について尋ねた。(図 4.6)

都道府県立図書館では「その他」が 53.2% (25 館) で、最も多かった。次いで「年 1 回」が 44.7% (21 館)、「半年に 1 回」が 2.1% (1 館) だった。

市区町村立図書館でも、「その他」が 46.6% (618 館) で、最も多かった。次いで、「年 1 回」が 38.3% (508 館)、「半年に 1 回」が 14.0% (186 館) だった。

「その他」として、都道府県立図書館では、「必要に応じて」や「随時」、「その都度」、「特に決まっていない」といった回答が多く挙げられていた。具体的な頻度としては、以下のようなものが挙げられている。

#### (都道府県立図書館の例)

月 1 回／数ヶ月に 1 回／年 4 回程度／除籍理由により異なる

市区町村立図書館でも、「その他」として、「随時」や「適宜」、「都度」、「必要に応じて」、「状況に応じて」、「不定期」、「特に定めていない」といった回答が多く挙げられている。日常業務の書架整理や蔵書管理の一環として「ほぼ毎日行っている」という図書館も複数あった。定期的に除籍を実施している場合、毎月の館内整理日や年 1 回の蔵書点検時というタイミングが比較的多かった。また、資料の除籍は随時行っているが、システム上の処理や決裁等書類上の処理は定期的にまとめて行っているという図書館も複数あった。

具体的に挙げられている頻度も、「週 1 回」、「月 1～2 回」、「四半期ごと」、「隔年に 1 回」、「数年に 1 回」など、図書館によって様々だった。

他には、資料の種類や除籍理由によって異なるという回答も多く見られた。種類別では、「雑誌は月1回、図書は年1回」のように、雑誌、新聞等の逐次刊行物と図書とで、除籍頻度が異なる図書館が多かった。除籍理由では、基本は年1回の蔵書点検時に行うが、汚破損等は随時除籍するという図書館が多かった。

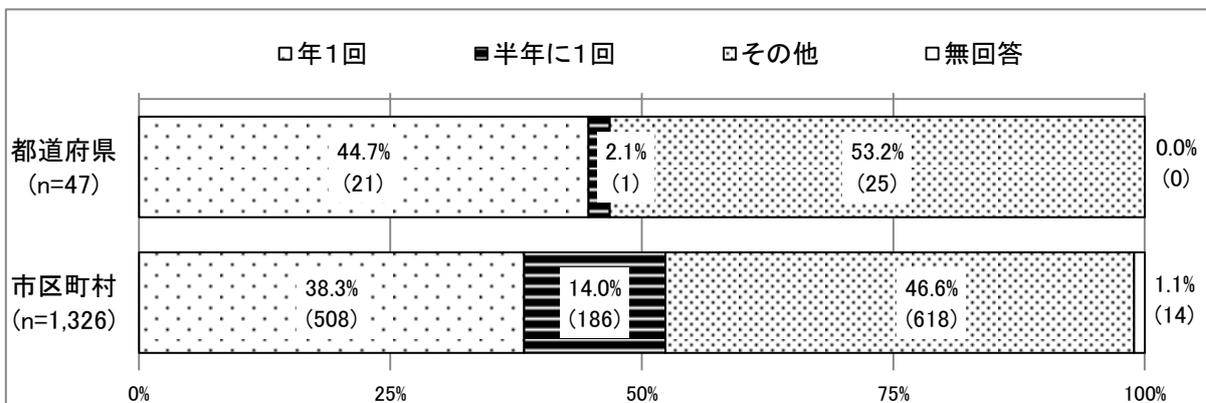


図 4.6 除籍を行う頻度

### (3) 除籍した資料の処分方法

除籍した資料の処分方法について尋ねた。(図 4.7)

都道府県立図書館では、「廃棄」が 87.2% (41 館) で、9 割近くを占めた。次に多かった「他機関への譲渡」は 42.6% (20 館) で、「廃棄」の約半数だった。続いて、「古紙回収業者への売却」が 23.4% (11 館)、「利用者への譲渡」が 10.6% (5 館) だった。

市区町村立図書館では、「利用者への譲渡」が 82.4% (1,092 館) で最も多く、次いで「廃棄」が 80.6% (1,069 館) で、ともに 8 割を超えた。続いて、「他機関への譲渡」が 49.3% (654 館)、「古紙回収業者への売却」が 19.4% (257 館) だった。

「古本業者への売却」を行っているのは市区町村立図書館の 8 館のみで、極めて少数だった。

「その他」として、都道府県立図書館では、「焼却」、「他の方法について検討中」が挙げられている。市区町村立図書館では、以下のようなものが比較的多く挙げられている。

#### (市区町村立図書館の例)

- ・ 古本市やリサイクル市等のイベントで利用者へ譲渡または販売
- ・ 雑誌のみ利用者へ譲渡
- ・ 市内の小中学校や施設等へ譲渡 (資源回収への提供含む)
  - (譲渡先の例: 保育園、幼稚園、児童クラブ、学童保育所、高齢者施設、ボランティア団体等)
- ・ 犯罪被害者支援「ホンデリング」への贈与
- ・ 団体貸出し資料として再利用
- ・ 書庫や倉庫に保管

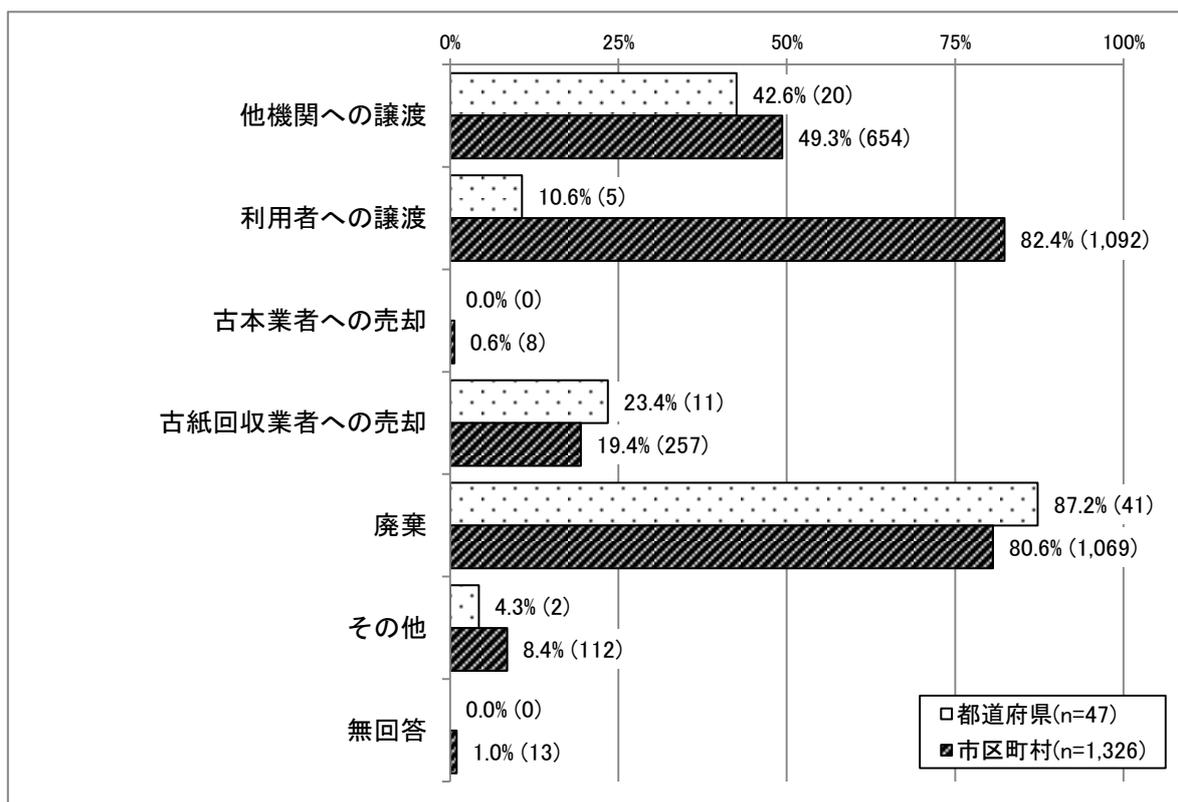


図 4.7 除籍した本の処分方法（複数回答可）

### 3 除籍の体制

本項では、除籍する資料の選定者、除籍資料を決定するための会議の有無・構成員、最終決定者について整理する。

#### (1) 除籍する資料の選定者

除籍する資料の選定者について尋ねた。(図 4.8)

都道府県立図書館では、「正規職員」が 97.9% (46 館) で、極めて多かった。この他には、「非常勤・嘱託職員」、「委託・派遣職員 (指定管理者職員を含む)」と回答した図書館が、それぞれ 2.1% (1 館) あったのみである。

一方、市区町村立図書館では、「正規職員」が 69.4% (920 館) で、最も多かった。「非常勤・嘱託職員」が 41.3% (548 館) で、「臨時職員」20.5% (272 館)、「委託・派遣職員 (指定管理者職員を含む)」20.4% (271 館) という回答も一定数あった。

「その他」として、市区町村立図書館では以下のようなものが挙げられている。

#### (市区町村立図書館の例)

司書有資格者／再任用職員／兼務正規職員／自治体職員／教育委員会／図書館資料選定委員／図書館協議会／図書館友の会／PFI 運営事業者／不明本のための、選定者なし／蔵書点検時に一定基準で自動的に選定

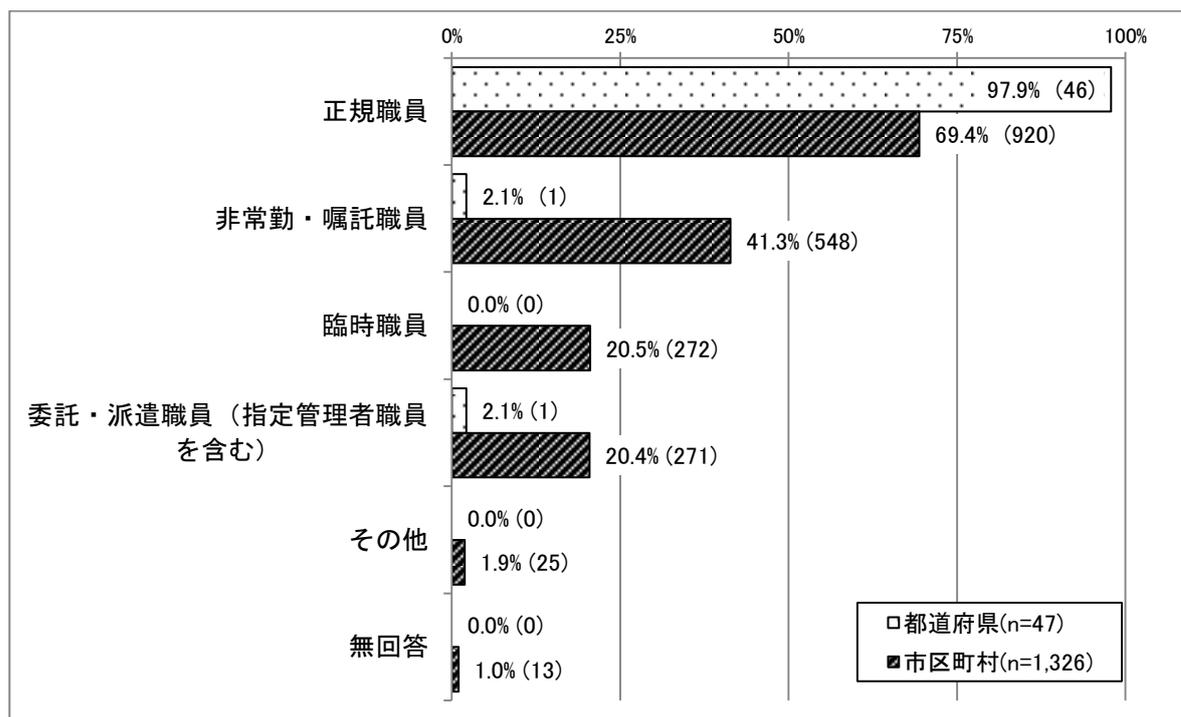


図 4.8 除籍する資料の選定者 (複数回答可)

## (2) 除籍資料を決定するための会議

不要資料の除籍を決定する会議の有無について尋ねた。(図 4.9)

都道府県立図書館では、「会議はないが、書面回付等により合議形式をとっている」が 63.8% (30 館) と、最も多かった。次いで、「除籍資料を決定するための会議がある」が 19.1% (9 館) で、「除籍資料を決定するための会議はない」は 6.4% (3 館) だった。

市区町村立図書館でも、「会議はないが、書面回付等により合議形式をとっている」が 62.7% (831 館) で、最も多かった。次いで、「除籍資料を決定するための会議はない」が 29.1% (386 館)、「除籍資料を決定するための会議がある」が 4.2% (56 館) だった。

「その他」として、以下のようなものが挙げられている。

### (都道府県立図書館の例)

- ・蔵書整理によって除籍する資料を選定するための「蔵書整理会議」がある。それ以外の除籍については書面での決裁による
- ・汚破損、亡失除籍は書面回付等による合議制。それ以外の除籍は、除籍資料を決定するための会議がある
- ・資料選定委員会で除籍図書も検討している
- ・基本的には、書面回付等による合議制による手続きで決定しているが、資料の内容に問題がある場合は会議を開催して決定している
- ・除籍について検討する会議はある。除籍の決定は書面回付等により合議形式をとっている

### (市区町村立図書館の例)

- ・会議はないが、職員等が複数で相談して決定
- ・複本がない除籍候補の資料について、除籍前に復活選書会議を行う
- ・選書会議の場で除籍資料についても検討・決定
- ・除籍予定資料の現物確認を管理職が行ってから書面リストにより決裁
- ・市職員立会いのもと、現物確認を行う
- ・教育委員会へ諮る
- ・自治体担当課による審査・承認をへて決定

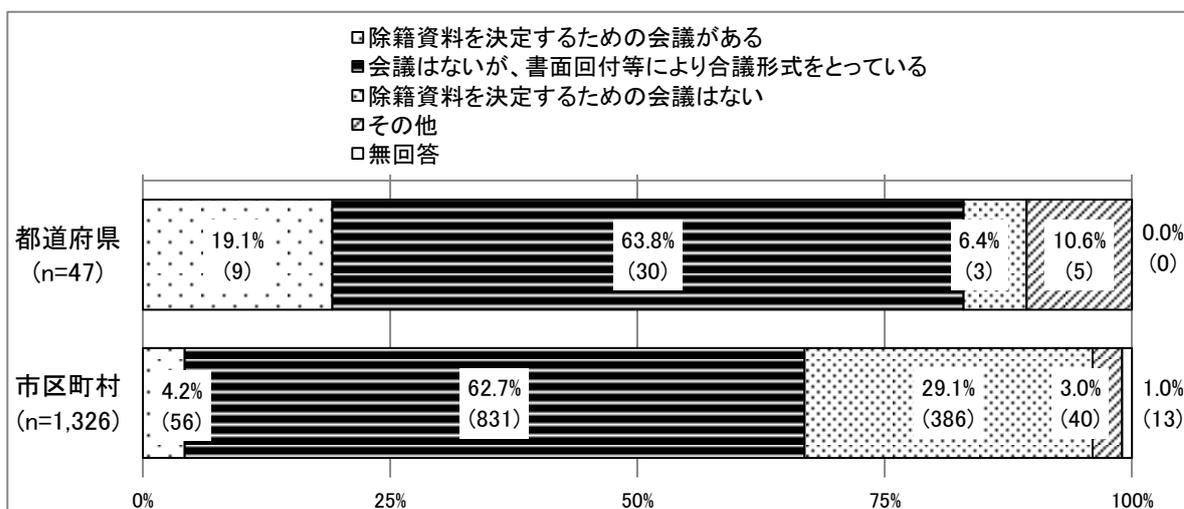


図 4.9 会議の有無

### (3) 会議の構成員

3(2)で「除籍資料を決定するための会議がある」と回答した図書館を対象に、その構成員について尋ねた。(図4.10)

都道府県立図書館では、「収集部門の責任者(管理職以外)」と「正規職員(図書館長、管理職、収集部門の責任者以外)」がそれぞれ88.9%(8館)だった。次いで、「図書館長以外の管理職」が77.8%(7館)、「図書館長」が44.4%(4館)、「正規職員以外」が22.2%(2館)だった。

市区町村立図書館では、「正規職員(図書館長、管理職、収集部門の責任者以外)」が71.4%(40館)で、最も多かった。次いで、「正規職員以外」が55.4%(31館)、「図書館長」が50.0%(28館)、「図書館長以外の管理職」が46.4%(26館)だった。

「その他」として、都道府県立図書館では「館長が指名した者」が挙げられている。市区町村立図書館では、以下のようなものが挙げられている。

#### (市区町村立図書館の例)

図書館協議会委員／市役所担当職員／担当課の司書職員(正規)／  
図書室等運営委員会委員／教育委員会

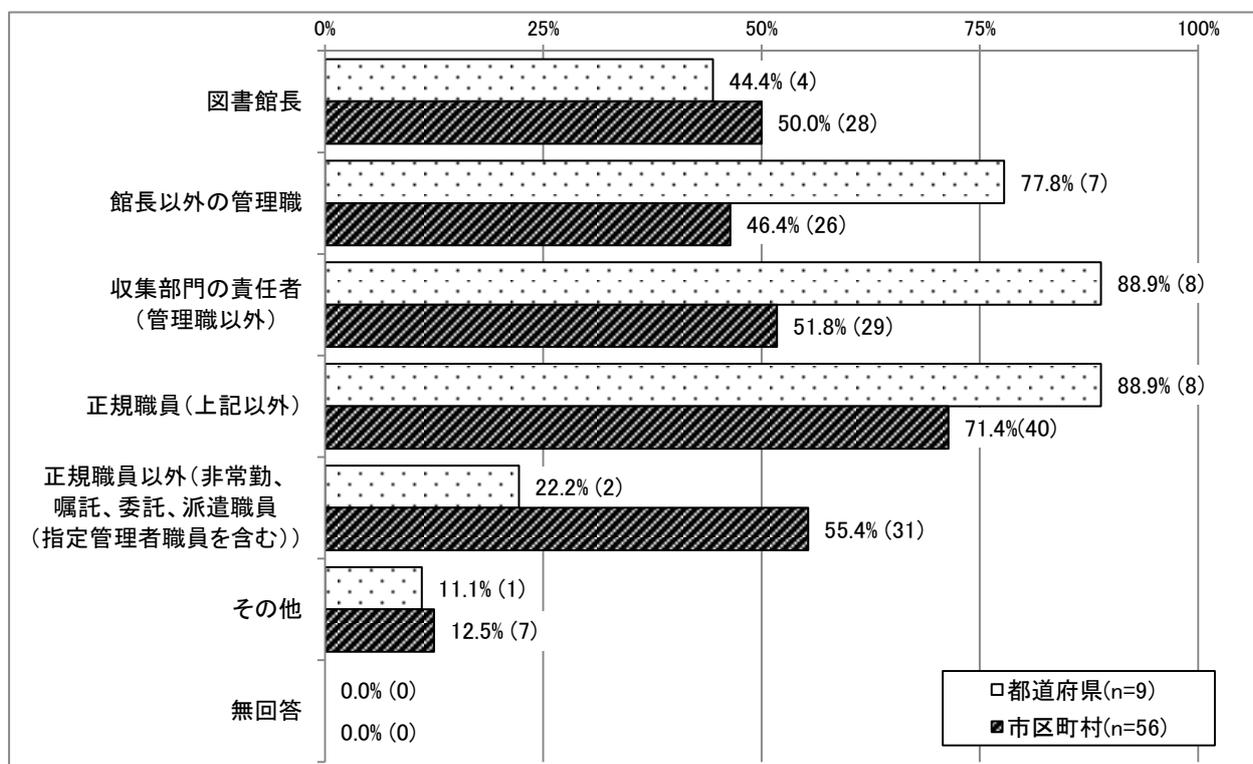


図4.10 会議の構成員(複数回答可)

#### (4) 除籍の最終決定者

会議の有無にかかわらず、除籍の最終決定を誰が行っているかについて尋ねた。(図 4.11)

都道府県立図書館では、「図書館長(中心館で一括)」が74.5%(35館)で最も多かった。次いで、「図書館長(各館ごと)」が12.8%(6館)、「図書館以外の管理職」が2.1%(1館)だった。

一方、市区町村立図書館では、「図書館長(中心館で一括)」が34.2%(454館)が多く、次いで、「教育委員会の長」が27.3%(362館)、「図書館長(各館ごと)」が9.7%(128館)、「図書館長以外の管理職」が8.3%(110館)だった。「決裁の手続きは行わない」6.2%(82館)、「自治体の長」3.7%(49館)という回答もあった。

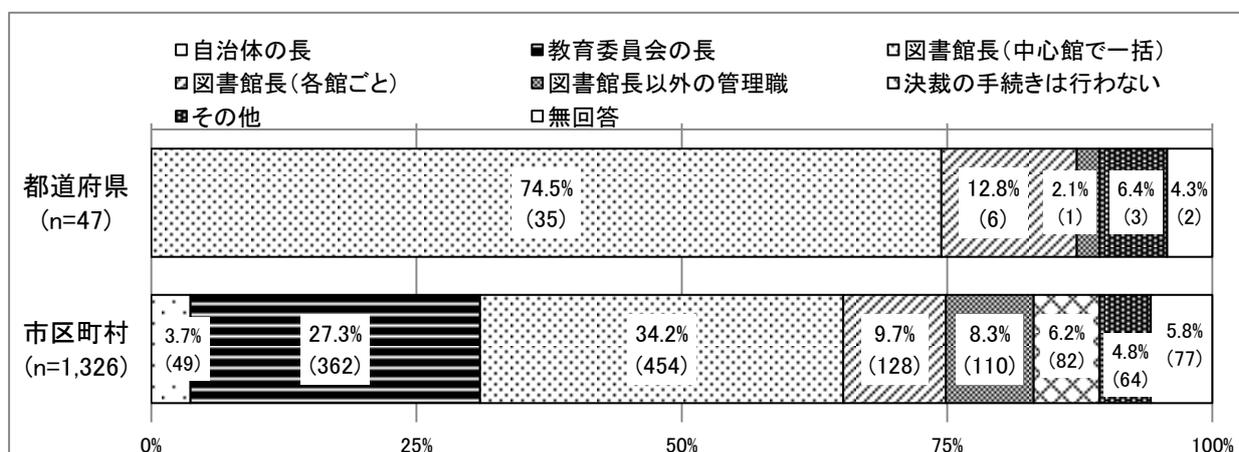
「その他」として、以下のようなものが挙げられている。

##### (都道府県立図書館の例)

- ・ 亡失除籍の場合、決定者は「図書館長以外の管理職」だが、「図書館長(中心館で一括)」から教育委員会の長に対して報告を行っている
- ・ 副館長(規程上は館長だが、非常勤のため、常時副館長が決裁している)
- ・ 出席委員の多数決

##### (市区町村立図書館の例)

- ・ 決裁時の除籍資料合計金額により最終決定者が異なる
- ・ 教育委員会事務局の長(教育部長)
- ・ 教育委員会の図書館所管部署の長(部長、課長)
- ・ 副首長
- ・ 自治体の会計管理者
- ・ 本庁契約課と合議後、図書館長(各館ごと)による最終決定
- ・ 中央館は館長、他の館は館長ではない正規職員
- ・ 年に一度の除籍分は図書館長、破損・汚損等の除籍は図書館職員
- ・ 図書館職員(「司書」との回答含む)
- ・ 図書館資料選定委員会
- ・ 館ごとに図書館長が決断するが、判断に困るものは中央図書館で決定
- ・ 基本的に汚破損の場合、決裁の手続きは行わない
- ・ 除籍の事案が発生したときに検討



※0.0% (0) の記載は省略

図 4.11 除籍の最終決定者